

福祉・介護の仕事出前講座事業業務の受託を希望する者の有無を確認するための参加意思確認申請書の提出を求める公告

次のとおり、参加意思確認申請書の提出を招請します。

令和8年2月24日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該招請の趣旨

本業務については、県内小・中・高等学校から申込のある福祉・介護の仕事出前講座へ講師を派遣する事業であり、講師とのマッチング、申請書及び報告書の審査並びに謝金等支払事務を行う体制を有する必要があるため、一般社団法人岡山県介護福祉士会を相手方とする随意契約手続きを行う予定としているが、他の者で下記5の資格を有し、本業務の委託を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を公募するものである。

公募の結果、下記5の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、一般社団法人岡山県介護福祉士会との随意契約手続きに移行する。

なお、下記5の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般社団法人岡山県介護福祉士会と当該応募者が提出する提案書等について直ちに審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務名

福祉・介護の仕事出前講座事業

3 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 業務目的・内容

福祉・介護に関する仕事の魅力ややりがいを伝えるため、県内の小・中・高等学校へ講師を派遣し、福祉・介護の仕事について紹介する出前講座を実施することにより、将来に渡って人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

「福祉・介護の仕事出前講座」の開催及びこれに伴う申込者との事前打合せ、事前準備、会場までの資器材運搬、講師謝金の支払い、アンケート集計等を行うもの。

5 応募要件

以下に掲げる事項を全て満たしていること。

- (1) 岡山県内に本店・支店・主たる事務所等を有する団体であること。
- (2) 当該事業を円滑に実施するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理できる体制が整備されていること。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に規定する指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

6 手続等

(1) 担当部課

岡山県子ども・福祉部地域福祉課

住 所：〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7317（直通）

FAX：086-226-7332

Email：chifuku@pref.okayama.lg.jp

(2) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和8年2月24日（火）午後1時から
令和8年3月13日（金）午後5時まで

イ 配布場所 岡山県子ども・福祉部地域福祉課ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1020678.html>
からダウンロードすること。

(3) 仕様書に対する質問に関する事項

ア 受付期間 令和8年2月25日（水）から令和8年3月4日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付方法 「仕様等に対する質問書」（様式第1号）を電子メールで上記（1）に送信すること。送信後は、必ず電話で上記（1）の担当者に着信を確認すること。

- ウ 回答方法 岡山県子ども・福祉部地域福祉課ホームページへ掲載する。なお、質問の内容によっては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

(4) 参加意思確認申請書の提出

ア 提出書類

参加意思確認申請書（様式第2号）

イ 提出部数

正本1部

ウ 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時（必着）

エ 提出場所

上記（1）の場所に同じ

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。）

(5) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書を提出したものについて、上記5の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和8年3月9日（月）までにその旨を書面（様式第3号）により通知する。

この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

7 提案書等の提出及び審査手続き

(1) 提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 委託業務に関する提案書（様式第4号）

(イ) 事業計画書（様式第5号）

(ウ) 見積書（様式第6号）

(エ) 誓約書（様式第7号）

(オ) 添付書類

① パンフレット（又はリーフレット）等、団体の活動又は業務内容がわかる書類

② 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

③ 直近の決算書2年分

④ 団体の登記事項証明書

⑤ 岡山県税の完納証明

イ 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

ウ 提出期限

令和8年3月10日（火）から令和8年3月13日（金）午後5時

まで（必着）

- エ 提出場所 上記6（1）と同じ。
- オ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。）

（2）審査方法

岡山県子ども・福祉部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

（3）審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

8 契約の締結等

（1）契約の締結

委託候補者の決定後、提出された企画案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

（2）契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

9 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）業務の詳細は、委託仕様書による。
- （3）関連情報を入手するための照会窓口は、上記6（1）と同じ。
- （4）応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- （5）提出された書類は返却しない。
- （6）審査経過については公表しない。
- （7）契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。
- （8）本業務については、県の令和8年度予算において予算措置された場合にのみ、事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しないものである。

以上、公告する。